

臨時福祉給付金支給要件

○支給対象者

平成26年度分の住民税が課税されていない方が対象です。ただし、次の場合などは除きます。

- ・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合
- ・生活保護の受給者である場合

表1【住民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）】

（給与所得者）		（公的年金等受給者）	
区分	非課税限度額※ （給与収入ベース）	区分	非課税限度額※ （年金収入ベース）
単身	100万円	単身 65歳以上	155万円
夫婦	156万円	単身 65歳未満	105万円
夫婦子1人	205.7万円	夫婦 65歳以上	211万円
夫婦子2人	205.7万円	夫婦 65歳未満	171.3万円

※生活保護基準の1級地（東京23区など）における非課税限度額

- 支給額
- ・1人につき 10,000円
 - ・左記の《加算対象者》は1人につき5,000円を加算
- 《加算対象者》
- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者（※1）

- ・児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者（※2）

- ※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。
- ※2 平成26年1月分の手当などを受給している方が対象です。

○加算対象者

臨時福祉給付金の支給対象者のうち、左記のいずれかの年金や手当などを受給している方には、平成26年4月の年金の特例水準解消などを考慮し、1人につき5,000円を加算します。

- ① 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金など
- ② 児童扶養手当
- ③ 特別児童扶養手当
- ④ 障害児福祉手当
- ⑤ 特別障害者手当
- ⑥ 経過的福祉手当
- ⑦ 原爆被害者諸手当
- ⑧ ガス障害者対策手当
- ⑨ ガス障害者対策手当
- ⑩ 予防接種法に基づく健康被害救済給付金
- ⑪ 新型インフルエンザ予防接種健康被害救済給付金
- ⑫ （医薬品副作用被害救済制度の）副作用救済給付または（生物由来製品感染等被害救済制度の）感染救済給付

子育て世帯臨時特例給付金
支給要件

○支給対象者

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

- ① 平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給
- ② 平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満（表2の限度額目安未満かどうか）

※特例給付とは、所得が高額な方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

表2【児童手当の所得制限限度額（給与収入ベース）】

区分 （扶養親族等の数）	限度額目安 （給与収入ベース）
子1人 （1人）	875.6万円
夫婦子1人 （2人）	917.8万円
夫婦子2人 （3人）	960万円

○対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

ただし、次の場合などは除きます。

- ・「臨時福祉給付金」の対象となる児童
- ・生活保護の受給者となっている児童

ご注意

- ・受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。
- ・原則として、申請期間外の申請や平成26年1月1日時点で芝山町に住民票がない方の申請は受け付けられません。
- ・申請期間などは、各市区町村により異なります。
- ・老齢基礎年金など、臨時福祉給付金の加算対象の年金・手当などの裁定などの請求が可能で、まだ行っていない方は、平成26年9月30日までに裁定などの請求を行っていただく必要があります。

「振り込め詐欺」や「個人情報
の詐取」にご注意ください。

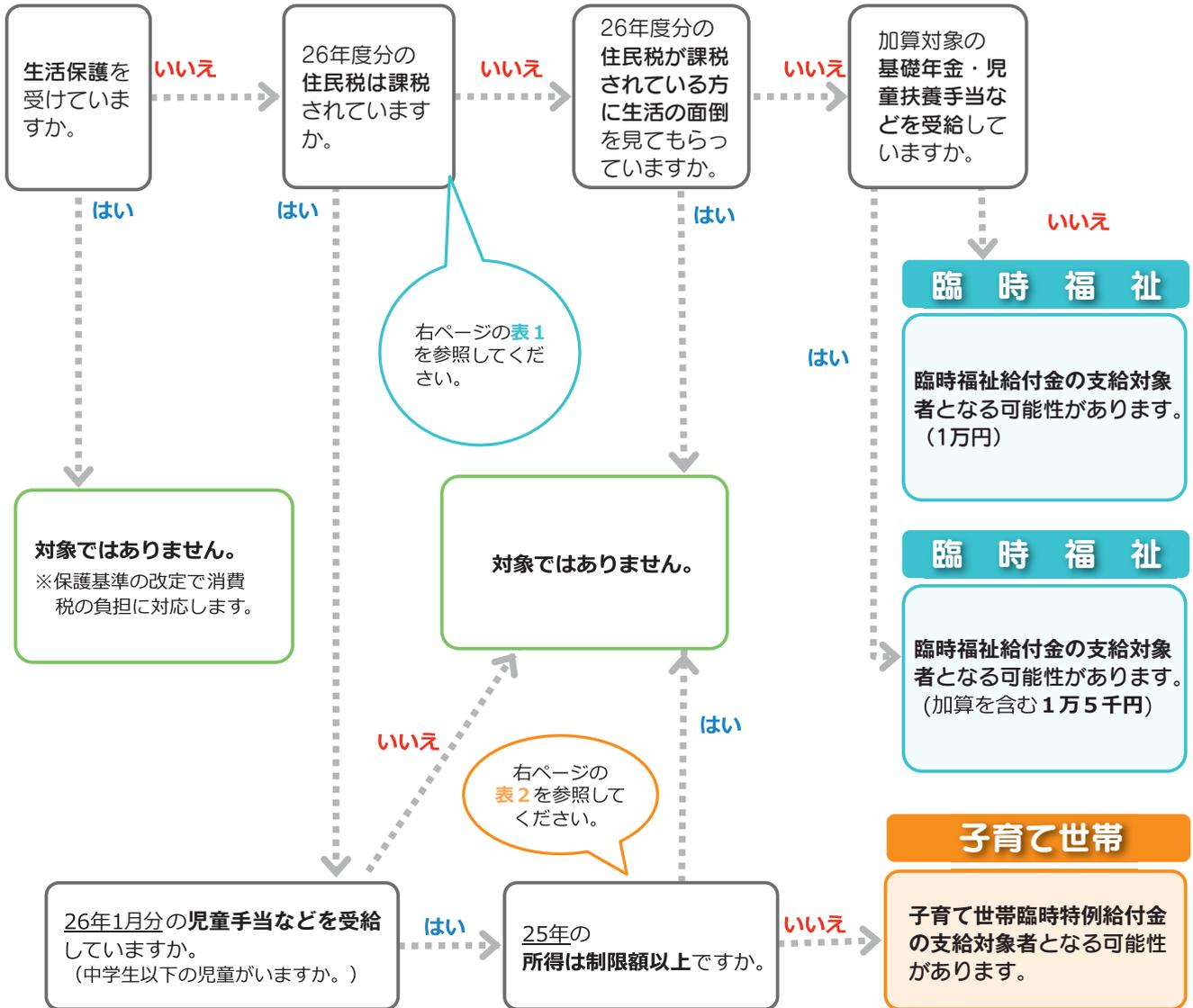
ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省の職員などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたりしたら、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

申請方法

申請受付期間や申請書類など詳細は、広報しばやま6月号でお知らせします。

対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日になります。



問合せ 日本赤十字社千葉県支部
☎ 043-241-7531
<http://www.chiba.jrc.or.jp>

「活動資金への
」協力をお願いします」

日本赤十字社千葉県支部は、人道の原則のもと、国内の災害時の救護、国外の紛争・災害・病気などで苦しむ人々への救援活動を行っています。これらの人道的活動は、皆様から寄せられる善意によって支えられています。

人間を救うのは、
人間だ
5月・6月は、
赤十字運動月間です